

## 今月のトピックス

令和7年8月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ

社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ

【東京本社】TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088

【埼玉支社】TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

【今月の担当:成瀬】



### 【育児・介護休業法の改正について②】

令和7年10月1日施行の育児・介護休業法改正により、新たに「①柔軟な働き方を実現するための措置」と「②仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮」が事業主に義務付けられます。

今回は②について説明いたします。

#### 《仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮》

●**個別の意向聴取**・・・事業主は、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関し、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません(日雇い労働者は除く)。

|         |                                                                                                                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意向聴取の時期 | ① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき<br>② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間<br>(1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)<br>※①、②のほか、「育児休業後の復帰時」や「労働者から申出があった際」等にも実施することが望ましい。 |
| 聴取内容    | ① 勤務時間帯(始業および終業の時刻)<br>② 勤務地(就業の場所)<br>③ 両立支援制度等の利用期間(育児短時間制度の利用や所定外労働時間の免除等)<br>④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)                                   |
| 意向聴取の方法 | ① 面談 ※オンライン面談も可能<br>② 書面交付<br>③ FAX ※労働者が希望した場合のみ<br>④ 電子メール等 ※労働者が希望した場合のみ<br>} ①～④のいずれか                                                             |

●**意向についての配慮**・・・事業主は、聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません(日雇い労働者は除く)。

#### 具体的な配慮の例

・勤務時間帯、勤務地や通勤時間に係る配置  
・業務量の調整

・両立支援制度等の利用期間等の見直し  
・労働条件の見直し  
等

### ～資格確認書送付のお知らせ(協会けんぽ加入者)～

令和7年12月1日以降、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には**資格確認書が必要**です。協会けんぽでは令和7年7月より順次、以下の対象者の資格確認書が**従業員の自宅に送付**されます。

**対象者** 令和6年11月29日までに資格取得(扶養認定)された方で、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方。なお、対象者がいる場合は**事業所あてに「対象者一覧表」が送付**されます。

**送付時期** 都道府県ごとに令和7年7月より順次送付。

送付時期は各都道府県の協会けんぽホームページをご確認ください。

【予定】東京:8月1日～9月12日 埼玉:10月2日～10月15日

休業のお知らせ 弊社8月9日～8月17日は夏季休業とさせていただきます。